

## 6月1日から発売中!

平成27年度

### 愛川とくたく商品券

# ¥500

有効期限:平成27年6月1日~平成27年10月31日



## 見本

愛甲商工会



## 6月の愛川町は盛りだくさん!

地域経済の活性化のため、1冊5,000円で6,000円分の買い物ができるプレミアム付き商品券を販売しています。町内140以上の店舗(大型店舗も含む)で使用できる商品券です。

発行枚数◆2万冊※売り切れ次第終了

使用期間◆6月1日(月)~10月31日(土)

購入限度◆1人当たり10冊(5万円)まで

プレミアム率◆20%(町補助分)

販売場所◆愛甲商工会窓口(平日、午前9時~午後4時)、または「販売店ステッカー」が掲示してある町内の小売店舗(大型店は除く、営業時間内)

問 愛甲商工会 ☎286-3672

### もくじ

- 町政情報館 「愛川ブランド」認定審査中! ..... 2
- 子育てプチポケット・図書カードが当たるお楽しみクイズ... 13
- インフォメーション ..... 14

- みんなのサポセン 愛川町点訳友の会 ..... 18
- 愛川トピックス ..... 19



認定審査中の  
「愛川ブランド」

「愛川オリジナルエプロン」  
(一財) 繊維産業会



「エンブロイダリーひざ掛け」  
(一財) 繊維産業会



「エンブロイダリーハンカチ」  
(一財) 繊維産業会



「消臭糸入りバンダナ」  
(一財) 繊維産業会



「押花クッキー」  
(有) ガトウミヤ洋菓子店



「桜台ロールケーキ」[シューロール]  
(有) ガトウミヤ洋菓子店



「牧場プリン」[ジャージーシュ]  
(有) ガトウミヤ洋菓子店



「丹沢ハム工場のポークウィンナー」  
(有) 中津ミート



「ローズ豚漬(味噌漬)」  
(有) 中津ミート



「愛川産木材」  
愛川町森林組合



「愛川銘菓 だら焼」  
菓匠 土門



「御炭山(おすみやま)もなか」  
菓匠 土門



「三増獅子舞」  
菓匠 土門



「つつじサブレ」  
(有) ガトウミヤ洋菓子店



「半原のネクタイ(RAVIN)」  
三和織物(株)



「お米たまご」  
神奈川中央養鶏



「kuretama (くれたま)」  
神奈川中央養鶏



「卵菓屋プリン」  
神奈川中央養鶏



「糸最中」  
(有) 寿々喜菓子舗



「愛川自然薯」  
愛川自然薯同好会



杜仲茶[碧山(へきざん)][瑞茶(みずさ)]  
[桑恵(そうけい)] / (有) 碧山園



「残草蓬菜(ざるそうほうらい)」  
純米大吟醸 / 大矢孝酒造(株)



「やまっこ山詩舞(さんしまい)」  
愛川山菜園



「愛川うん米(まい)パン」  
パン処 あんずのしっぽ



「愛されかわいい愛川園芸のハーブ苗」  
愛川園芸



「木精(こだま)しいたけ」  
愛川きのこ園



「熊ベル」  
須戸 秀男



「たむそん自然農園野菜」  
たむそん自然農園



「愛農の安心安全農産物」  
愛川自然・有機農業者の会

「愛川ブランド」  
認定審査中！  
応援コメントを  
お寄せください

町の知名度アップや観光振興、地域産業の活性化を図るために、町産品の中から特に優れたものを「愛川ブランド」として認定します。

皆さんが「愛川ブランド」として応援したい商品やその理由、コメントなどをお寄せください。認定基準に基づき、皆さんのご意見なども参考に、認定審査委員会で「愛川ブランド」を決定します。商品の説明は、町ホームページをご覧ください。

ご意見は、6月10日(水)までに、郵送、ファクスまたは電子メールで、企画政策課へお願いします(書式は問いません)。

問 企画政策課マーケティング推進班

☎(内線) 3232

FAX (206) 5021

✉ kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp

## 助成

# 三世帯同居等定住支援補助金 〜三世帯の定住を応援します〜

問 企画政策課マーケティング推進班 ☎(内線) 3235

親・子・孫の三世帯で町に定住する方を支援する「三世帯同居等定住支援補助金」を、平成27年度に新しく設けました。

新たに、親または子世帯が愛川町に転入して、三世帯で同居などをするために持ち家を取得・改修する場合には、費用の一部を補助します。補助金の利用を検討されている場合は、住宅の取得・改修を行う前に、企画政策課までお問い合わせください。

### 主な要件

- ・新たに、親世帯と子世帯の一方または両方が愛川町に転入すること
- ・町内に親、子、孫の三世帯で同居などをすること

- ・過去1年以内に町内で三世帯同居などをしていないこと

- ・取得または改修した住宅に3年以上継続して居住すること

- ・同居する孫は中学生以下(出産予定の場合を含む)であること

### 申請手続き

申請期限 ◆平成28年3月31日(木)まで

※予算額に達した場合は、期限前に受け付けを終了する場合があります

す。

**申請方法** ◆申請書に記入の上、必要書類を添えて企画政策課へ直接提出してください。申請書は、企画政策課で配布しているほか、町ホームページに掲載しています。

### 住宅取得補助金について

**補助金額** ◆住宅取得費用の2分の1

(限度額30万円、千円未満切り捨て)

**住宅の要件** ◆新築・中古の戸建てのほか、マンションも対象になります。

平成27年4月1日以後に新築または売買の当初契約を行って取得した住宅

- ・親、子、孫のいずれかの名義で町内に所有する住宅
- ・建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅

### 添付書類

①親、子、孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書などの写し(子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し)

②町外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票(発行後3カ月以内)の写しなど

③建物登記簿の全部事項証明書(発行後3カ月以内)の原本

④売買契約書または工事請負契約書、領収書の写し

⑤その他町長が必要と認める書類

### 住宅改修補助金について

**補助金額** ◆住宅改修費用の2分の1(限度額20万円、千円未満切り捨て)

**住宅の要件** ◆戸建てのほか、マンションも対象になります。

- ・親、子、孫のいずれかの名義で町内に所有する住宅

- ・建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅

**対象工事** ◆平成27年4月1日以後に当初契約をした、合計額が10万円以上の工事で、次に該当するもの

①自ら居住するための部分の増築・改築など

②屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装などの外装工事

③床・内壁・天井の内装替え、畳の取替えなどの内装工事

④雨戸、戸、サッシ、ふすまの取替えなどの建具工事

⑤電気、ガスなどの設備工事

⑥トイレ・風呂・キッチンをはじめ水周り改修などの給排水工事

⑦その他町長が必要と認めるもの

※次の工事は補助対象になりませんので、ご注意ください。

●敷地造成、門、塀、その他の外構工事

●家具、家庭用電気機械器具などの

購入、設置

●物置、車庫などの設置

●住宅改修に係る町の他の補助を受けた工事

●その他町長が適当でないと思えるもの

### 添付書類

①親、子、孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書などの写し(子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し)

②町外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票など(発行後3カ月以内)の写し

③建物登記簿の全部事項証明書(発行後3カ月以内)の原本

④工事請負契約書および領収書の写し(対象工事費用の内訳の分かるもの)

⑤平面図、立面図その他工事の内容が確認できる書類の写し

⑥対象工事の施工前および施工後の状態が確認できる写真

⑦その他町長が必要と認める書類



自治会

自治会活動の新リーダー  
区長21人が決まる

問 行政推進課協働推進班 ☎(内線) 3244

このほど各行政区で、自治会活動のリーダーとなる新しい区長が選出されました。

町には21の行政区(自治会)があり、それぞれの地域に住む皆さんが互いに助け合い、活力に満ちた地域をつくろうと、運動会や盆踊り、防犯・防災活動など、創意工夫を凝らした活動が行われています。また、区長の皆さんは、厚木警察署から地域防犯連絡員として委嘱されるなど、さまざまな役割を担っています。

4月23日に開催された第1回区長会で、区長会長に大野茂坂本区長、副会長に中島良一両向区長と榎本照夫小沢区長、会計に住吉健二桜台団地区長が選ばれました。

自治会の主な活動

災害時の活動 避難所の運営や炊き出しなどに力を発揮します。

お茶の間通信の配布 毎月15日発行の町の広報紙「お茶の間通信」は、自治会の配布員を通じて各家庭に届けられます。

各種の活動 運動会や盆踊りなど親睦活動のほか、防犯パトロール、環境美化活動、防災訓練などを実施しています。



桜台団地区長  
住吉健二さん  
【同会計】



小沢区長  
榎本照夫さん  
【同副会長】



両向区長  
中島良一さん  
【同副会長】



坂本区長  
大野茂さん  
【区長会会長】



田代区長  
萩田哲郎さん



細野区長  
長谷川保さん



原白区長  
中台康文さん  
【愛川地区ブロック長】



宮本区長  
井上量一さん



川北区長  
斉藤光男さん



下谷八菅山区長  
山田昭文さん



熊坂区長  
原隆さん



上熊坂区長  
杉山薫さん



箕輪区長  
馬場滋克さん



三増区長  
加藤一男さん  
【高峰地区ブロック長】



角田区長  
今井一男さん



春日台区長  
水越武さん



大塚区長  
齋藤公一さん  
【中津北地区ブロック長】



六倉区長  
横田重久さん



半縄区長  
佐藤正平さん  
【中津南地区ブロック長】



桜台区長  
萩原剛さん



二井坂区長  
小館俊蔵さん

## 表彰

### 教育委員会表彰

#### 「教育・文化振興の功績者を表彰」

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、11人の方に井上正博教育委員長から表彰状が贈られました。受賞者は次のとおりです。(敬称略)

#### 社会教育関係

三好正秋(田代)

深沢修(中津)

中村哲朗(中津)

本多伸行(中津)

元村まり子(中津)

東條洋子(半原)

吉岡去私(中津)

#### 文化関係

中村義市(中津)

飯田博(中津)

大澤ツタ江(中津)

#### 学校関係

相原均(川崎市麻生区)

問 教育総務課庶務施設班 ☎(内線) 3612



## 募集

### 新町発足60周年記念 サマーフェスティバルを開催 「カラオケのど自慢」出演者を募集

問 スポーツ・文化振興課 ☎(285)6958



新町発足60周年を町民の皆さんとお祝いする記念事業として、田代運動公園でサマーフェスティバルを開催します。

フェスティバルでは、「愛川ブランド」の紹介や販売、「あいちゃん音頭」の披露や、町民によるカラオケのど自慢、ミニ歌謡ショー、子供向けキャラクターショー、津軽三味線、模擬店、花火の打ち上げなどを実施します。

子供からお年寄りまで、気軽に楽しめる企画が盛りだくさんです。ぜひ、お友達やご近所、ご家族と一緒にお越しください。

日時 ◆ 8月23日(日)午後2時～8時30分

#### 「カラオケのど自慢」の出演者を募集します

サマーフェスティバルのステージで開催する「カラオケのど自慢」の出演者を募集します。自慢の歌声を、ぜひ、お聴かせください。

開催時間 ◆ 午後3時～4時50分(予定)

参加資格 ◆ 愛川町に在住、在勤、在学の方

募集期間 ◆ 7月10日(金)まで

募集人数 ◆ 20人程度(親子やグループでの出場も可)

※応募多数の場合は、抽選により決定します。結果は8月上旬までにお知らせします。

審査・賞品 ◆ 出演者全員に参加賞を、また審査により賞品を贈呈します。

その他 ◆

- ・通信カラオケを利用します(CD、カセットテープの持込みも可)。
- ・曲のジャンルは自由です。



応募方法 ◆ スポーツ・文化振興課ラビンプラザ、レディースプラザ、第1号公園体育館、田代運動公園、三増公園、文化会館などにある応募用紙に記入の上、スポーツ・文化振興課へ直接、または、ファクス、Eメールで提出してください。応募用紙は町ホームページからダウンロードもできます。

FAX (286)4588

☐ spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

保険

国民健康保険  
加入・喪失の手続きは忘れずに

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線) 3379  
☎(内線) 3382

こんなときは…各種の手続き  
加入するとき、やめるとき

退職などにより職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときや、就職して国民健康保険をやめるときなど、「表1」にあるような場合には手続きが必要で、国保年金課で必ず手続きをしてください。

〈表1〉こんなときは手続きを

国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき
	職場の健康保険をやめたとき※
	子供が生まれたとき
	生活保護を受けなくなったとき
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき
	職場の健康保険に加入したとき
	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
そのほか	住所が変わったとき
	世帯主、氏名などが変わったとき
	保険証の紛失や、汚損などで使えなくなったとき
	修学のため、別に住所を定めるとき
	退職者医療制度に該当したとき

※社会保険の資格喪失証明書など資格喪失日や、扶養している方の有無を証明する書類を必ずお持ちください。

〈表2〉国民健康保険税の税率等と課税限度額

		平成26年度	平成27年度	増加分
基礎課税分 0歳～74歳が対象	所得割額	5.37%	5.96%	0.59%
	均等割額	18,800円	20,400円	1,600円
	平等割額	22,400円	24,000円	1,600円
	限度額	51万円	52万円	1万円
後期高齢者支援金分 0歳～74歳が対象	所得割額	1.5%	据え置き	—
	均等割額	7,200円	据え置き	—
	平等割額	8,600円	据え置き	—
	限度額	16万円	17万円	1万円
介護納付金分 40歳～64歳が対象	所得割額	1.45%	据え置き	—
	均等割額	7,000円	据え置き	—
	平等割額	6,000円	据え置き	—
	限度額	14万円	16万円	2万円

- 所得割額は、前年中の総所得金額等から基礎控除 33 万円を差し引いた金額(課税所得といいます)に、上記の税率を乗じて求めた金額
- 均等割額は、加入者(被保険者) 1人につき上記の金額
- 平等割額は、1世帯につき上記の金額

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方へ  
～国保税が軽減されます～

倒産・解雇など、勤め先の事情により失業を余儀なくされた場合は、届け出により国保税が軽減されます。

**対象者** ◆平成21年3月31日以降に65歳未満で離職した方で、離職の翌日からその翌年度末までの期間に、次に該当し求職者給付(基本手当)の受給資格を有する方

※雇用保険の受給資格者証の離職理由コードが 11, 12, 21, 22, 31, 32 (特定受給資格者)、23, 33, 34 (特定理由離職者)

**軽減額** ◆国保税は前年の所得などにより算定されますが、対象者は、前年の給与所得をその30/100とみなして算定されます。

**軽減期間** ◆離職の翌日から、その翌年度末までの期間

**申請方法** ◆公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」をお持ちの上、国保年金課で手続きしてください。届出書用紙は国保年金課にあります。

口座振替の手続きは、お近くの町指定金融機関で申し込みができます。毎月10日までに申し込むと、翌月以降の納期分から口座振替されます。

減免の申請  
災害に遭った場合や、病気・失業などで生活保護受給者と同等程度の収入状況となった方などで、一時的に国民健康保険税(国保税)の納付ができなくなってしまう場合は、減免するための申請ができます。ただし、審査の結果、一定以上の財

産(預貯金のほか、処分可能な不動産や生命保険など)があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりませんのでご注意ください。  
**申請方法** ◆各納期限の7日前までに、次の書類をお持ちの上、国保年金課で手続きしてください。  
・減免申請書(国保年金課にあります)  
・給与明細書など直近3カ月間の収入が分かるもの  
・生計を同一にする世帯全員の預貯金通帳の写し

国保税について  
被保険者の高齢化などに伴い医療費が増加していることから、国保財政の健全化を図り、制度を維持するため、4年ぶりに税率を改正しました。また、所得に応じた負担となるよう課税限度額の引き上げと、低所得者対策として軽減対象額の拡充も併せて実施します。  
**確実・便利な口座振替**  
口座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。納期のために行く手間も省け、忘れの心配もなく大変便利です。

## 児童手当「現況届」の提出を忘れずに

問 子育て支援課子ども福祉班 ☎(285)6932

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です(4月・5月分の手当は自動的に受給できます)。

現況届は、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### 支給額(月額)◆

【0歳～3歳未満】1万5千円

【3歳～小学校修了前】第1子・第2子は1万円、第3子以降は1万5千円

【中学生】1万円

所得制限◆所得制限の基準は、年収960万円(夫婦・子供2人の場合)で、制限額を超えた場合の支給額は5千円(特例給付)

支給時期◆原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給

手続き方法◆5月下旬に、現在手当を受けている方へ現況届のお知らせを送付しています。次のものをお持ちの上、子育て支援課(公務員の方は勤務先)で手続きをしてください。詳しくは送付した「お知らせ」をご覧ください

ください。

① 現況届の用紙

② 印鑑

③ 受給者の健康保険証の写し、または年金加入証明願(国民年金加入者は不要)

※国民健康保険組合に加入し、厚生年金に加入している場合は、年金加入証明願が必要

④ 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(受給者および対象となるお子さんのもの)

⑤ 仕事の都合などでお子さんと別居している場合はお子さんの属する世帯の住民票(本籍・続柄の省略がないもの)

⑥ 平成27年度児童手当所得証明書※平成27年1月1日時点で町内に住所がなかった方のみ必要です。1月1日に住んでいた市町村でお取りください。

### そのほかの手続き

次のような場合は、必ず子育て支援課に届け出をお願いします。

- ・結婚・離婚などにより受給者を変更するとき
- ・加入している年金の種類を変更する

るとき

- ・振込先の口座を変更するとき(口座名義は受給者)
- ・受給者や対象の子供が亡くなった

ときや別居したとき、町外へ転出するとき

- ・受給者が公務員になったとき

## 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

問 子育て支援課子ども福祉班 ☎(285)6932

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対しての臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付金を受け取るには申請が必要です。

対象者◆平成27年5月31日時点で愛川町に住民票があり、平成27年6月分の児童手当の対象となる方(ただし、特例給付を除く)

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5千円が支給されることをいいます。

※基準日より後に生まれた児童や、基準日から支給決定までの間に亡くなった児童は、対象となりません。

給付額◆対象児童1人につき3千円

申請書の受け付け◆11月30日(月)までに子育て支援課へ申請してください(公務員以外の方で対象となる可能性のある方には、5月下旬に申請

書を送付しています)。

提出書類◆必要事項を記入した申請書

※振込口座が前回の給付金や児童手当と異なる場合は次の書類が必要です。

- ・本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証など)の写し
- ・指定した口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード)の写し

子育て世帯臨時特例給付金制度に関する問い合わせ

厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金ダイヤル」

☎0570(037)192

子育て

母子・父子家庭などへの助成のお知らせ

問 福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3353

母子・父子家庭等福祉手当

母子・父子家庭などの児童養育のため、母子・父子家庭等福祉手当を支給します。6月30日(火)までに、担当の民生委員児童委員を通じて、申請手続きをしてください。

対象者 ◆ 次の要件を全て満たす方

- ・配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない方
- ・義務教育終了前の児童と同居し扶養している方
- ・4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している方
- ・所得が一定限度額以下の方

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。

※父母に代わり児童を養育している

祖父または祖母も対象となります。

給付額 ◆ 1世帯当たり年額1万円。扶養する児童が2人以上いる場合は、2人目以降は5千円ずつ加算されます。

母子・父子家庭生活援助費

義務教育終了前の児童と同居し養育している方で、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスの利用を受けた方に、利用料金を助成します(限度額有り)。

平成27年度から母子家庭も助成の対象となりました。

助成額 ◆ 1時間当たり700円(1カ月20時間、1万4千円が限度額)

申請方法 ◆ 利用を受けた月の翌月末までに、生活援助費助成請求書により請求してください。

高年齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

敬老

長寿夫妻へ祝い金を贈ります

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、長寿をお祝いして祝い金を贈りますので、対象となる方は申請してください。

高年齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

贈りますので、対象となる方は申請してください。

対象者 ◆ 平成27年9月15日に町内に在住し、この日の6カ月以前から住民登録している方で、次に該当する方

結婚後50年を迎えた夫妻 昭和39年9月16日から昭和40年9月15日に結婚した夫妻

結婚後60年を迎えた夫妻 昭和29年9月16日から昭和30年9月15日に結婚した夫妻

結婚後50年または60年を経過し、まだ祝い金を受けていない夫妻

※結婚の日からの経過年数となりません。

申請方法 ◆ 次のものをお持ちの上、高年齢介護課で申請してください。

申請書(高年齢介護課および半原出張所・中津出張所にあります)

結婚年月日または同居年月日が確認できる書類(戸籍謄本など)

※町内に本籍がある方は、添付の必要はありません。

認め印(町内に本籍がある方のみ)

申請期限 ◆ 7月31日(金)

贈呈時期 ◆ 敬老月間である9月中を予定

公表

町営水道の水質

安全・良質が確認されています

水道事業所では、安全で良質な水道水をお届けするために、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

水道法では、清浄な水を供給するため、細菌や化学物質、色や濁り、においなど水質基準に関する検査が義務付けられており、検査の結果、町営水道の水はすべての項目に適合した安全で良質な水道水であることが確認されています。

水質検査計画および水質検査結果については、水道事業所や町ホームページで公表しています。

問 水道事業所 ☎(内線) 3482



## 高齢者

# 高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 購入費を一部助成します

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 33338

高齢者の外出機会の拡大を支援し、社会参加や健康づくり、生きがいの増進を目的に、神奈川中央交通株式会社(神奈中)が販売している、高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の1年券購入費の一部を助成します。

高齢介護課で助成券の交付を申請し、交付された助成券をお持ちの上、神奈中の指定窓口で割引乗車券を購入してください。

**対象者** ◆今年の1月1日以前から町内に在住し、昭和21年4月1日までに生まれた方(本年度中に70歳以上になる方)で、町税を完納している方

**助成額** ◆購入費9850円のうち

・1年度に1人1回限りの助成です。町の助成を受けて購入した割引乗車券の紛失などによる再助成はできません。

・昨年度に本助成制度を利用された方には案内を通知します。

・申請書は、高齢介護課にあります。

### ■助成対象となる割引乗車券

神奈中での販売期間	割引乗車券の有効期間
6月21日～8月31日	購入日～平成28年6月30日
9月10日～11月30日	購入日～平成28年9月30日

6000円を助成します。

**申請期間** ◆6月19日(金)から11月6日(金)まで。認め印をお持ちください。

### 注意事項

—70歳以上の助成対象者限定—

## かなちゃん手形 出張販売のお知らせ

70歳以上の購入費助成対象者に、神奈中が役場で「かなちゃん手形(1年券)」の出張販売を行います。今回は、有効期限が平成28年6月30日までの1年券を販売します。出張販売日には、助成券の申請・交付も同会場で行いますので、この機会をぜひご利用ください。

**販売日** ◆6月23日(火)から25日(木)までの3日間

※購入は本人のみで、代理購入はできませんのでご注意ください。

※例年、初日および2日目の午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご了承ください。

**販売時間** ◆午前9時30分から午後3時30分まで

**販売場所** ◆健康プラザ1階 多目的室

必要なもの ◆

- ・認め印
- ・自己負担金3,850円
- ・1年以内に撮影した顔写真(2.5cm四方)1枚
- ・年齢が分かるもの(健康保険証など)
- ・同日より前に助成券の交付を受けた方は、助成券

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線)3338

## 協働

# 町長との「ふれあいファミリーミーティング」 を実施します

問 総務課広報広聴班 ☎(内線) 3221

町長が、地域で活動している町民の皆さんの声を直接お聞きする「ふれあいファミリーミーティング」を実施します。

ふれあいファミリーミーティング

は申し込み制です。

**日程** ◆6月～8月(原則)

**場所** ◆地域の活動場所

**対象** ◆地域で活動している団体(自治会、町内会、老人会、育成会、子供会など)

**申し込み方法** ◆ふれあいファミリーミーティングを希望する日の1ヵ月前までに、各行政区の区長を経由して総務課へ。

## 子育て

# 私立幼稚園就園奨励費補助金を 交付します

問 子育て支援課子ども保育班 ☎(内線) 3364

私立幼稚園に通う園児の保護者に対して、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

6月上旬から、通園する幼稚園を通じて詳しい案内と申し込み用紙が配布されますので、指定する期日までに幼稚園に提出してください。

6月下旬を過ぎても申し込み用紙が配布されない場合は、子育て支援課または幼稚園へ早めにご連絡ください。

**対象者** ◆6月1日現在、愛川町に住民登録があり、私立幼稚園に通っている園

児の保護者(ただし、子ども子育て支援制度に移行した私立幼稚園に通っている方は対象外です)



弔慰金

戦没者などのご遺族の皆さんへ  
特別弔慰金が支給されます

問 町福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3353  
県生活援護課 ☎045(210)4917

戦没者などの遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、第10回特別弔慰金が支給されます。

**対象者** ◆ 次の①から④の優先順位で、遺族一人に支給されます。

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者などの死亡当時、生

計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります)

④戦没者などの三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります)で①から③以外の方

**支給内容** ◆ 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期限** ◆ 平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

**請求窓口** ◆ 町福祉支援課地域福祉班

助成

スズメバチにご注意ください  
駆除費用を一部助成します

問 環境課環境対策班 ☎(285)6947

スズメバチは攻撃性が強く、巣に近づくと危険です。巣はボールのような丸い形で茶色の濃淡のまだら模様があり、巣の出入り口は小さな穴が一

つだけですが、刺された場合には死に至ることもあるので注意が必要です。

**スズメバチに刺されないために  
急な動きをしない** スズメバチは横

へ急に動く反応しやすいので、手で払ったり急に向きを変えたりしないようにします。巣を見つけたら、静かに離れましょう。

**刺されにくい色と身なり** スズメバチは黒い色に対して攻撃します。白や黄色、銀色は比較的安全な色です。黒い服やひらひらするものは刺されやすいので、巣の近くでは注意しましょう。

**巣の場所が分かっている場合** 近づかないのが一番、そっとしておきましょう。11月ごろには全ていなくなってしまう、翌年その巣を使うことはありません。

**スズメバチに刺されてしまったら** 患部を水で洗った後、冷やします。痛みの緩和には抗ヒスタミン軟こうを塗るのが効果的です。ただし、刺された後でアレルギー反応によるショック症状を起こした場合は、すぐに医師の手当てが必要です。

**巣の駆除費用を一部助成します** **対象者** ◆ 次の要件を全て満たしている方

- ・スズメバチが町内の民家(共同住宅を含む)や住宅用地に作った巣を、駆除業者により駆除した方
- ・納期の経過した町税などを完納している方

**助成金額** ◆ 駆除業者に支払ったスズメバチの巣の駆除に要した費用の2分の1(千円未満切り捨て、1万円を限度を助成します。

スズメバチは攻撃性が強く、巣に近づくと危険です。巣はボールのような丸い形で茶色の濃淡のまだら模様があり、巣の出入り口は小さな穴が一つだけですが、刺された場合には死に至ることもあるので注意が必要です。

**手続き方法** ◆ スズメバチ補助金交付申請書(環境課で配布。町ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入し、領収書が発行された日から30日以内に、環境課へ本人が直接お持ちください。

**必要書類** ◆ 駆除費領収書、現地の位置図、写真(全景・営巣駆除前後)、町税納入状況確認同意書、その他必要と認められる書類

**その他** ◆ 防護服の貸し出しも行っていますのでご利用ください。

■スズメバチの活動サイクル

4月～5月	越冬した女王バチが巣作りを始めます。
6月～7月	働きバチの羽化が本格化すると、女王バチは産卵に専念し、巣は急速に大きくなります。
8月～9月	働きバチが最大で1,000匹にも増え、巣作りはますます活発になります。この時期は攻撃性・威嚇性が強く、ちょっとした刺激に敏感に反応し、人間を攻撃します。
10月～11月	オスバチと女王バチが羽化すると巣作りは終わりを迎え、新女王バチのみが越冬場所に移動します。働きバチの数も急激に減り、冬には巣は空になります。

## 制度

# 情報公開条例・個人情報保護条例 平成26年度の運用状況

問 総務課文書法制班 ☎(内線) 3222

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、制度の運用状況をお知らせします。

### 情報公開制度

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

平成26年度の主な請求内容は各種工事に関するものでした。

行政文書の公開の請求件数 38件  
請求に対する決定

・文書を公開する旨の決定 31件  
・文書の一部を公開する旨の決定 6件

・文書の公開をしない旨(不存在)の決定 1件

※不服申立ての件数 0件

### 個人情報保護制度

町が保有する個人情報について、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。平成26年度末現在、個人情報を取り扱う事務として620事務を登録しています。

個人情報の開示の請求件数 7件

### 請求に対する決定

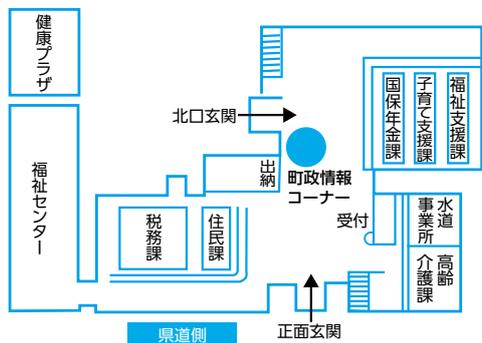
・文書を公開する旨の決定 4件  
・文書の一部を公開する旨の決定 0件

・文書の公開をしない旨(不存在)の決定 3件

※不服申立ての件数 0件

役場1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧、販売、コピーサービスなどを行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

役場案内図(1階)



## 制度

# 愛川町行政手続条例の改正 —より公正で透明性の高い行政運営を—

問 行政推進課行政管理班 ☎(内線) 3245

公正で透明性の高い行政運営により、町民の権利利益を守ることを目的として制定している「愛川町行政手続条例」を、国の法改正などに伴い改正し、4月から施行しています。

今回の条例改正では、行政指導の手続きがより厳格に定められたほか、「行政指導の中止の求め」や「処分等の求め」といった手続きができるようになり、制度の充実を図りました。

### 主な改正の内容

#### 行政指導における許認可権限の根拠の明示

町の職員が行政指導をする際に、町が許認可を「することができる」と「または」しないことができる」と相手方には「し

伝える場合には、その根拠となる法令などを示さなければなりません。

#### 行政指導の中止の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が、その行政指導が根拠となる法律などの要件に合致しないと思うときは、町に申出書を提出して、行政指導の中止を求めることができます。

#### 処分などの求め

法令に違反する事実がある場合で、その是正のためにされるべき行政処分や行政指導がされていないと思うときは、誰でも、町に申出書を提出して、行政処分または行政指導をするよう求めることができます。

## 届け出や証明書の交付申請には 本人確認ができるものをお持ちください

本人に成り済ました第三者による虚偽の届け出を防止するため、また戸籍や住民基本台帳に記載された個人情報を保護するため、住民異動届などの各種届け出や住民票の写し、戸籍謄抄本の交付申請などを受け付ける際に、本人確認をさせていただきます。

役場窓口へお越しの際には、運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード、在留カード、健康保険証、年金手帳などの本人確認ができるものをお持ちください。なお、手続きによっては、複数の提示が必要となります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 住民課住民窓口班 ☎285-6936

事業者

特定施設入居者生活介護施設の  
整備事業者を募集します

問 高齢介護課介護保険班 ☎(内線) 3332

第6期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特定施設入居者生活介護施設の整備および運営を希望する事業者を募集します。

**施設種別**◆特定施設入居者生活介護(介護保険法に規定する「特定施設」のうち、サービス付き高齢者向け住宅であって、新築または増築を行います。

整備する混合型特定施設

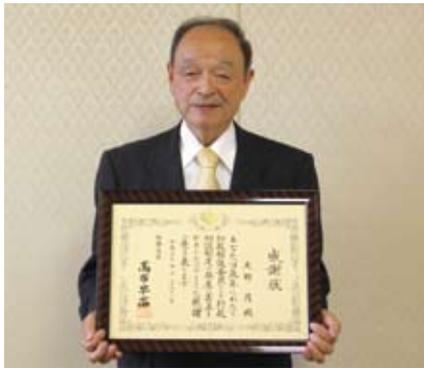
**整備数**◆1施設(入居者数50人以下)

**受け付け**◆7月1日(水)～7月21日(火)

※事業者の決定は、10月を予定しています。

※詳細は、6月8日(月)から町ホームページで公開します。

行政相談委員 大野茂さんに  
感謝状を贈呈



平成21年4月から3期6年間、総務省の行政相談委員としてご活躍いただいた大野茂さんが、委嘱期間満了をもって勇退され、5月19日に、総務大臣からの感謝状を神奈川行政評価事務所長から贈呈されました。豊かな経験と知見を生かして、国の行政などに関する相談や苦情の解決の促進にご尽力いただきましたことに深く感謝いたします。

あなたにも、マイナンバー。はじまります。③

～「マイナンバー制度」が、平成28年1月スタート～



平成28年1月から、町役場をはじめ、国や県の機関の窓口での手続きや、会社での健康保険、税金の源泉徴収の手続きなどで、マイナンバーの利用が始まります。制度の内容について、先月号に引き続きお知らせします。

個人番号カードとは？

個人番号カードとは、申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。

身分証明書になるほか、ICチップを用いて、電子申請にも使用できます。また、各自治体独自サービスでの利用や、健康保険証などの機能追加も予定されています。

マイナンバー制度の利用が始まると、役場での各種手続きの際に、身分証明書が必要になるケースが多くなるため、便利な「個人番号カード」をぜひ申請してください。

個人番号カードの申請方法は？

次の申請方法が予定されています。

平成27年10月に、マイナンバーをお知らせする「通知カード」と併わせて、個人番号カードの申請書が送付されます。

申請書に、必要事項を記入し、顔写真を添えて指定の場所へ郵送します。

個人番号カードが作成され、町役場に送付されます。町役場から申請された方に、受け取りに来ていただくよう案内を送付します。

申請された方は、通知カードと身分証明書をもって役場に来庁します。本人確認や暗証番号の設定をした後、通知カードと引き換えに交付します。

●最新情報はホームページをご覧ください

●マイナンバー公式 Twitter [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

●制度のお問い合わせは ☎ 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日 午前9時30分～午後5時30分

問 行政推進課行政管理班 ☎(内線) 3245

マイナンバー 🔍

I LOVE 子育て!

# 子育て ポケット

～子育て中の方、これから親になる方への「子育てのヒント」を掲載します～

## ～たっぷりの愛情を～

子育ては、植物を育てることと似ていると言われます。手をかけ、目をかけて育むからでしょう。

植物を育てていくには、水と太陽と肥料が必要なように、子供の心の育ちにも必要なものがあります。それは、「愛情」という名の肥料です。どんな肥料でしょうか。

思いやり・やさしさ・許しあい・支えあい・助け合い・譲り合いなど、目には見えない心の動きからくる無償のものです。

家庭でお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなど大人からの愛情を受けて育っていけば、植物と同じように子供もすくすくとしっかり大きく成長していきます。

子供の育ちに愛情というかけがえのない肥料をたっぷり注ぎましょう。



1歳児が遊ぶ「あいちゃん広場」



### 移動子育てサロン

お近くの方、気軽に遊びに来てください

- 第1・第3火曜日 レディースプラザ  
6月2日・16日  
7月7日・21日
- 第1・第3木曜日 ラビンプラザ  
6月4日・18日  
7月2日・16日



### 子育て ホットタイム

月1回のイベントです  
参加自由

- 日時◆6月23日(火) 午前10時～11時
- 内容◆講話「子どもの事故防止と応急手当て」
- 講師◆町消防署職員
- 会場◆子育て支援センター



### 親子で遊ぼう

人形劇を楽しみましょう  
参加自由

- 日時◆7月30日(木) 午前10時～11時
- 内容◆劇団バクによる人形劇「おむすびころりん」
- 会場◆子育て支援センター



### 土曜サロン

第2・第4土曜日も  
子育てセンターで遊べます  
6月13日・27日  
7月11日・25日



### お父さんのための土曜講座

お父さん・未来のお父さんの  
参加、大歓迎!

- 日時◆7月25日(土) 午前10時～11時30分
- 内容◆子育て講話
- ※申し込みが必要です(定員20人)。

### 問い合わせ

子育て支援センター  
(健康プラザ3階)  
やさしいこ  
☎ 285-8345

## お楽しみ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

6月7日(日)に、あいかわ健康の日が開催されます。新町発足60周年を記念して「あいちゃん」と一緒にする体操は?

- ① リフレッシュ体操
- ② 健康体操
- ③ ラジオ体操

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌の感想を必ずご記入の上お送りください。  
締め切り日◆6月6日(土) (郵送の場合当日消印有効)  
あて先◆はがきの場合 〒243-0392 角田251-1  
総務課広報広聴班

ファクスの場合 286-5021

電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

5月1日号の答えと当選者(敬称略) ◆正解: ②12月20日

◆当選者: 吉良達男、増淵章、柳川秋子

子見学会を開催します。ぜひ、この機会に戦争や平和について親子で一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

**日**7月26日(日)午前8時～午後5時  
**所**川崎市平和館(川崎市中原区)と昭和館(東京都千代田区)**人**町内の小学校に通う4～6年生の親子20組40人(応募多数の場合は抽選)**費**親子1組あたり300円程度(施設入場料)**他**昼食は町で用意します。**申**小学校から配布された参加申込書を記入の上、6月24日(水)までに小学校へ提出  
**問**企画政策課企画政策班  
 ☎285-6924

## 催し



### 6月は「食育月間」です

食育とは、一人一人が生涯を通じて健康な生活が送れるように、自分の食について考える習慣や、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけるための取り組みです。

#### 食育展を開催します

食育に関する取り組みや、おすすめレシピを紹介する「食育展」を開催しますので、食について考え、見直す機会としてください。

**日**6月15日(月)～26日(金)**所**役場1階ホール**問**健康推進課健康づくり班☎(内線)3343

### 第31回 ホタル観賞の夕 ～清流に舞う幻想の光と遊ぶ～

清流に舞うホタルの幻想的な光を楽しみませんか。子供向けのヨーヨー遊びや綿菓子、環境に関する映画も上映します。

**日**6月6日(土)午後5時30分～**所**半原松葉沢(宮沢川)沿い、半原神社から約400m上流**問**松葉沢ホタル保存会 会長 井上晃一☎281-0294、亀田肇☎285-2845

## 文化会館催し案内

ホール					
月日	催し	開演	終演	主催	入場
6月7日(日)	美里会 花の舞踊ショー	正午	午後4時	美里会 吉田☎285-3487	無料 (先着535人)

展示			
月日	催し	主催	入場
6月5日(金)～ 6月7日(日)	愛川さつき会花季展示会	愛川さつき会 岡本☎286-2224	最終日は 午後1時まで
6月13日(土)～ 6月14日(日)	愛川水石奇木会展示会	愛川水石奇木会 おおほさま大 峽☎281-3426	最終日は 午後4時まで

※展示会場は1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。  
 ※問い合わせは直接主催者をお願いします。

## 相談

町民相談	問住民課住民相談班 ☎285-6937(直通)
法律相談《予約制》	6月5日(金)・18日(木) 午前10時～午後3時 ※7月は3日(金)・16日(木)
司法書士法律相談	6月10日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	6月11日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	6月17日(水) 午後1時～4時
交通事故相談	6月24日(水) 午後1時～4時
消費生活相談	6月1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日 午前10時～午後3時
人権・行政ごまりと相談	6月12日(金) 午後1時30分～3時
特設人権相談	6月1日(月) 午前10時～午後4時

※法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から開始します(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。  
 ※法律相談以外も予約ができます(予約が入っていない場合は、当日の受け付けもできます)。  
 ※相談当日は、住民相談班へお越しください。

教育相談	問教育開発センター ☎206-1061(直通)
来所相談	毎週月～木曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	●レディースプラザ 6月1日(月) ●ラビンプラザ 6月15日(月) ※前の週の金曜日までに電話で予約してください。
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など。

■音声版広報あいわ 録音ボランティアグループ  
 町ホームページでも音声聞くことができます。  
 「かえでの会」のご協力により、視覚障害者用に音声テープ・CD化されています。  
 問社会福祉協議会☎(内線)3792

お知らせ

不登校相談会

不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に、不登校を経験した子供や親による座談会や個別相談会、フリースクールなどの活動紹介を行います。申し込みは不要ですので直接会場へお越しください。

**日**6月6日(土)午後1時～4時30分(受け付けは午後0時30分～4時)

**所**県立青少年センター研修室1(横浜市西区紅葉ヶ丘9-1「桜木町駅」から徒歩10分)

**問**県教育委員会子ども教育支援課 ☎045-210-8292

募集



町営住宅の入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。募集のしおり(申込書)は、都市施設

施設ガイド



スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

**今月の抽選予約** 9月利用分  
**抽選結果** 7月2日(木)

当選者は7月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

**問**スポーツ・文化振興課 ☎285-6958

図書館 たなばたのつどい

短冊に願い事を書きましょう。ボランティアサークル「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる、「た

課、半原出張所、中津出張所で、6月8日(月)から配布します。

**入居指定日** ◆9月1日

**受付期間** ◆6月15日(月)～6月19日(金)

**入居資格** ◆次の1から7の全てに該当すること。

1. 申込者が成人であること
2. 町内に住所または勤務先があること
3. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと
4. すでに納期の経過した町税などを完納していること
5. 入居しようとする方および同居しようとする親族の収入の合計が、愛川町町営住宅条例第5条第1項第2号に規定する基準の金額を超えないこと
6. 連帯保証人が1人いること
7. 入居しようとする方および同居しようとする親族が暴力団員でないこと

なばたのつどい」を開催します。パネルシアターや紙芝居など一緒にお話を楽しみませんか。

**日**6月27日(土)午前10時30分～

**所**文化会館1階ホワイエ **申**予約の必要はありませんので、直接会場へお越しください。

**問**図書館 ☎285-6963

図書館 蔵書点検

6月18日(木)～25日(木)、蔵書点検のため図書館を休館します。この期間は図書・CDの閲覧や貸し出し、学習室の利用ができません。ご不便をお掛けいたしますがご協力をお願いします。

**問**図書館 ☎285-6963

住宅名	概要	戸数
川北住宅(家族向け)	<b>所</b> 半原5812、耐火構造3階建て、3DK ・月額23,500円～	3
田代住宅(家族向け)	<b>所</b> 田代733、耐火構造2階建て、3DK ・月額30,500円～	1
桜台住宅	<b>所</b> 中津4065-2、準耐火構造2階建て、2DK ・月額15,700円～	1

※家賃は、間取りや建築年数、収入などによって異なります。

※川北住宅、田代住宅は、家族向け住宅です。単身世帯の方は申し込みできません。

※桜台住宅は、家族または単身(条件付き)世帯向け住宅です。

※桜台住宅については、風呂釜、テレビアンテナは持ち込みとなります。

**問**都市施設課建築班 ☎(内線)3449

平和資料館 親子見学会

未来を担う子供たちに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、親

6月の休館日・休園日

第1号公園体育館	毎週火曜日
田代運動公園・三増公園陸上競技場	毎週火曜日
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ	毎週火曜日
レディースプラザ	30日(火)
図書館	毎週火曜日、1日(月)、18(木)～25日(木)
郷土資料館	毎週月曜日、30日(火)、7月1日(水)

樹木の枝などが道路に張り出している方は、枝などが道路に張り出さないように適切な管理にご協力ください。車両や歩行者の通行の妨げになり、事故の原因にもなります。

**妊娠する前に  
風しん予防接種を!**

風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中(特に妊娠初期)に風しんに感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴などを主な症状とする「先天性風しん症候群」にかかる恐れがあります。

町では、風しんワクチン接種費用の一部助成を実施していますので、妊娠前に予防接種を受けましょう。

**対象者**

- ・20歳以上の女性で妊娠を予定・希望する方(妊娠している女性への予防接種はできません)
- ・妊娠している女性の夫
- ・40歳未満の男性(平成2年4月2日以降に生まれた方は除く)

※風しんにかかったことのある方、

風しんワクチンの予防接種を2回受けたことがある方は対象になりません。

**実施場所** 町の協力医療機関(電話で予約をしてください)

**助成額** 麻しん風しん混合(MR)ワクチン6,000円、風しん(単体)ワクチン4,000円

※残りの接種費用は自己負担となります。

**持ち物** 健康保険証、運転免許証などの住所・年齢が分かるもの、妊娠している女性の夫が接種する場合は母子健康手帳

**費用の免除** 生活保護受給世帯に属する方・町民税非課税世帯に属する方は費用が無料となりますので、接種前に健康推進課で手続きをしてください。

**お知らせ**



**休日納税・相談窓口**

町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 6月27日(土)・28日(日) 午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

**今月の納税・納付期限**

【町民税】第1期分・全期前納分  
【国民健康保険税】第1期分  
【介護保険料】第1期分  
納期限は、6月30日(火)です。

保健師から一言

**危険ドラッグは  
「買わない」「使わない」「かわらない」**

**薬物乱用とは**

薬物乱用とは、社会のルールから外れた目的や方法で薬物を使うことです。覚せい剤などの違法な薬物は、たとえ1回だけの使用であっても「乱用」になり、また「犯罪」になります。

**危険ドラッグとは**

いわゆる「合法ハーブ」「脱法ドラッグ」などは、法律の規制の有無を問わず、使用することが危険な物質であることを明確に示すために、平成26年7月に「危険ドラッグ」に呼び方が統一されました。

危険ドラッグは、原料に何が含まれているかわからず、覚せい剤などと同様に、使用すると死に至る可能性のある非常に危険な薬物です。

**薬物乱用がなぜ怖いのか**

薬物乱用は、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵してしまいます。また、依存症を引き起こし、幻覚や妄想、錯乱、人格の喪失、知能の低下など精神障害を発症させます。

そして、一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は、一生付いて回ることになります。

さらに、薬物を手に入れるための窃盗、傷害などの犯罪につながり、家族や周囲の方を悲しませることになります。

**あなたの身近にも  
危険ドラッグの影が**

神奈川県では、危険ドラッグから県民を守るために、乱用されている危険ドラッグを「知事指定薬物」として指定し、販売・使用を禁じることができる新たな条例を制定し、平成27年4月1日より施行しています。

振り込め詐欺にご注意を!  
まず、家族や友人、警察署などに相談しましょう。  
お金の振り込みを求める電話が掛かってきたら、どんな内容でも慌てて振り込んではいけません。  
厚木警察署(223) 0110

## 保健ガイド



問い合わせは健康推進課へ  
☎(内線) 3343 ~ 3344

### ヘルスあつぷ相談

保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など。お気軽にお越しください。

日 6月29日(月) 午後1時15分～2時45分 **所**健康プラザ3階健康づくり室 **人**町内在住の方 **申**予約の必要はありませんので、当日直接会場へ。

### ぱくぱくキッズクッキング (幼児食講習会)

簡単にできる幼児食を作りながら幼児期の食事について学びます。

日 6月23日(火) 午前10時～午後1時 **所**健康プラザ3階健康づくり室 **人**1歳6カ月～就学前までのお子さんがいる方10人※対象児の一時保育を行いますので、希望する方は申し込みの際にお伝えください。

費 300円(調理実習材料代) **物**母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾 **申**6月16日(火)までに健康推進課へ。

### マタニティセミナー(土曜日1日コース)

初めて出産される方を対象に、マタニティセミナーを開催します。

日 7月11日(土) 午前9時～正午 **所**健康プラザ **費**400円(テキスト代) **物**母子手帳・筆記用具 **内容**産後の生活、赤ちゃんの世話、ファミリープラン(家族計画)、沐浴実習、DVD上映、子育て支援センターの見学 **他**ご都合がつく方は、ご夫婦でお越しください。 **申**7月8日(水)までに健康推進課へ。

### 乳幼児の健康診査

対象者には6月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご

連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

### 所健康プラザ2階健診室

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成27年2月生まれ)	7月7日(火)	母子健康手帳、問診票
10カ月児 (平成26年9月生まれ)	7月9日(木)	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児 (平成25年12月生まれ)	7月22日(水)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児 (平成23年12月生まれ)	7月14日(火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

### お子さんの歯科保健指導

日 6月25日(木) **所**健康プラザ2階健診室 **物**母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル **他**育児について心配のある方は、相談をお受けします。むしばいばい教室は、午前10時から正午ごろまで。開始時間を過ぎての入室はできませんので、余裕をもってお越しください。2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。対象者には6月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導	対象	受け付け
むしばいばい(虫歯予防)教室	平成26年5月生まれ	午前9時30分～9時55分
2歳児歯科検診	平成25年5月生まれ	午後1時～1時45分
	平成24年11月生まれ	午後1時45分～2時30分

### すくすく親子健康相談

日 6月19日(金) 午前9時30分～11時 **所**健康プラザ2階健診室 **人**就学前の子とその保護者 **物**母子健康手帳 **申**予約の必要はありませんので、当日直接会場へ。

### がん検診の受診券について

がん集団検診を申し込まれた方に、6月中旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がん検診)を送付します。乳がん集団検診(マンモグラフィ併用)を申し込まれた方には、11月上旬に受診券と問診票をお送りします。

また、がん医療機関検診(乳・子宮・前立腺)は、7月下旬に対象者に受診券をお送りします(申し込み不要)。※本年度のがん集団検診の申し込みは、終了しています。

### がん検診無料クーポン券について

平成27年4月1日時点で町内在住の次の年齢の方に、6月中旬、がん検診の無料クーポン券と検診手帳をお送りします。

無料検診の種類	対象
子宮頸がん	20歳の女性
乳がん	40歳の女性
大腸がん	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女

### 学んで得する! 町民健康講座

6月から平成28年3月まで、健康に関するさまざまなテーマで町民健康講座を開催します。

6月のテーマ◆脱メタボ! お腹と腰周りをキレイに筋力アップ! やさしく効果的なトレーニングとウォーキングの基本

日 6月26日(金) 午後1時30分～3時30分 **所**健康プラザ1階 多目的室 **人**町内在住の方(登録制:本年度内に1度登録した方は、再度申し込む必要はありません) **師**かながわ健康財団 高垣茂子さん **物**外用運動靴、運動できる服装、飲み物、マット(ヨガマットなどクッション性のあるもの)またはバスタオル、健康手帳(お持ちでない方は、当日交付します) **申**6月19日(金)までに健康推進課へ。

熱中症に注意しましょう。熱中症は梅雨明けの時期から増えますが、急に気温や湿度が上がる初夏は、体が暑さに慣れていないために注意が必要です。こまめに水分を補給して熱中症を防ぎましょう。

## 愛川町点訳友の会 ～点訳を通じて優しい心を伝えたい～

### 愛川町点訳友の会について

視覚に障害がある方への援助や、視覚障害福祉の向上を目的に、昭和57年に発足しました。点訳に関心のある方が集まり、現在7人で活動しています。

点訳とは、書籍などの文書を読み、点字にする作業です。点訳友の会では勉強会を通して一人一人が点字について知識を深めているほか、町内の学校で点字を紹介することもあります。

### ライトセンターへの協力

視覚に障害がある方や支援する方の援助を目的に日本赤十字社が運営している神奈川県ライトセンターという施設があります。ライトセンターの点字図書館では、点訳のリクエストを受け付けており、点訳友の会は、リクエストがあった書籍の点訳もしています。

### 原動力は、喜びの手紙

点訳した書籍を読んだ方から、感謝の手紙が届いたときが最もうれしいという会員の皆さん。手紙はもちろん点字で届きます。書籍の感想を添えて送られてくることもあり、手紙には喜びの声が凝縮されています。

デジタル化が進み、音訳が点字

に代わる身近なツールとして増えてきましたが、点訳の書籍を大切に読んでくれる方がいる限りは、頑張りたいと会員の皆さんは意欲を燃やしています。

### 自分の勉強にも

点訳のリクエストがある書籍のジャンルは多岐にわたります。点訳をするときには、内容を深く理解する必要があるため、下調べが欠かせません。普段は読まないようなジャンルの書籍を点訳することもあり、視野が広がるそうです。

### 優しい心を伝えたい

「善意は必ず巡り巡って自分に返ってきます」「誰もが優しい気持ちを持って、障害がある方にだけではなく身近な人にも接して欲しい。人に優しくすることが自分を幸せにする良い循環になります」と、会員の皆さんは語ります。

### 点訳の基礎を学びませんか

5月29日から、点訳の基礎技術を学び、視覚に障害のある方に点字で情報提供できるボランティアの育成を行う「点訳基礎講座」を開催しています。

【問】社会福祉協議会

☎(内線) 3793



### サポセンからのお知らせ

登録団体の皆さん！ イベントのお知らせなどを、サポセンのホームページに掲載しませんか？

団体のイベントや講座の開催会報など、サポセンのホームページに掲載したい情報がありましたら、サポートセンターへお申し出ください。

また、ホームページには、各種助成金情報や登録団体の活動情報も掲載していますのでぜひご覧ください。

【問】あいかわ町民活動サポートセンター

☎(205) 13223

FAX(205) 13224

✉ ai-saposen@b201.plala.or.jp

ホームページ検索キーワード: さぽせん あいかわ

### サポートセンター 新運営委員が決定しました

運営委員の任期満了に伴い、今年度、新たに5人の運営委員が決定しました。

新体制のもと、サポートセンターも心機一転。登録団体の皆さんに、一層利用しやすく、登録団体の活動の活性化につながるような事業を実施しますので、ご協力をお願いします。

【新運営委員(敬称略)】

小倉理男、田巻真理、田中伸一、佐藤りえ、阿部田みれえ

## 二氏が栄えある受章 春の叙勲・危険業務従事者叙勲

### 【春の叙勲】

畑野和夫さん  
(67歳、田代)  
瑞宝単光章受章

元日本郵政公社職員の畑野和夫さんが瑞宝単光章(郵政業務功労)受章の栄に輝きました。

畑野さんは、昭和41年に郵便局へ入職。厚木北郵便局を退職

された後も、郵便配達などに従事され、約50年の長きにわたり郵政業務に尽力されました。

畑野さんは「家族のおかげで、風邪一つひくことなく健康で勤めることができました。また、良き先輩、仲間にも恵まれ、苦勞を感じず仕事をするのができ、感謝しています」と話されました。



### 【危険業務従事者叙勲】

小野賢二さん  
(68歳、田代)  
瑞宝単光章受章

元愛川町消防司令長の小野賢二さんが、長年にわたり危険性の高い公務に従事した功績が認められ、危険業務従事者叙勲受章の栄に輝きました。

昭和45年に愛川町へ入庁された小野さんは、同年から開始された救急業務をはじめ、愛川町消防署の創設期から37年間の長きにわたり消防業務にご尽力されました。

小野さんは「職務では、さまざまな困難もありましたが、良き先輩・同僚にも恵まれて無事に全うすることができました。受章はこれからの生活の励みになります」と話されました。

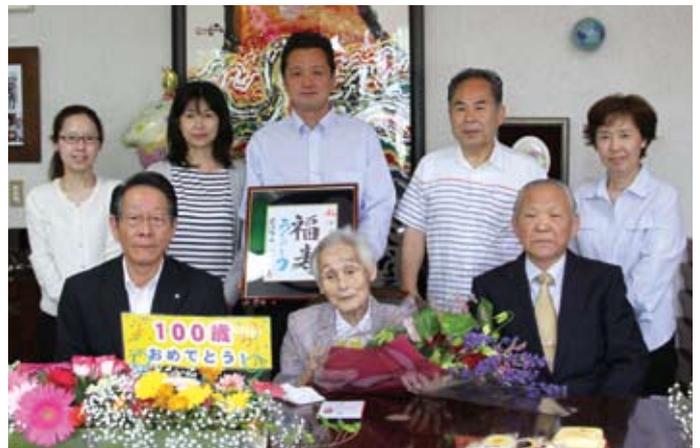


## 100歳おめでとうございます 守屋カツさん 小宮志津さん

半原にお住まいの守屋カツさんと中津にお住まいの小宮志津さんが、めでたく100歳の誕生日を迎え、小野澤町長からお祝いの花束や記念品などが贈られました。これからもますますお元気で長生きしてください。



守屋さんは大正4年、田代で生まれました。旅行が大好きで、若い頃は全国を旅し、70歳を超えてもゲートボールの大会に出場するため、九州まで出掛けていたそうです。現在でも新聞を毎日読み、日記をつけておられるほか、「元気の秘訣は体操などで体を動かすこと」と、布団の片付けなどもご自分でされるなど、とても元気に過ごされています。



小宮さんは大正4年、厚木市で生まれました。ドライブが大好きで、娘さんと一緒に大山や富士山、海などを見に良く出掛けていたそうです。今年の1月に体調を崩されたそうですが、現在では回復し、今でも眼鏡をかけずに読書をするなど、元気に過ごされています。

## 新町発足60周年記念 あいかわ健康の日2015 6月7日(日) 午前10時～午後1時



一人一人が健康を見つめ直す日となるように、「あいかわ健康の日2015」を開催します。

健康相談、骨密度測定、足型・足圧測定、血管年齢測定、呼気中一酸化炭素濃度測定(喫煙状況の判定)、脳年齢測定、子供と大人の歯科検診、アロマセラピーなど、健康に関するさまざまなコーナーを実施します。

また、新町発足60周年を記念して、愛川町観光キャラクター「あいちゃん」と一緒にあいかわリフレッシュ体操も行います。各コーナーでスタンプラリーもありますので、ご家族そろってお出掛けください。

会場◆健康プラザ

※詳細は、お茶の間通信5月15日号をご覧ください。

問 健康推進課健康づくり班 ☎(内線) 3342・3343

### 今日の日曜・祝日当番医

診療時間◆午前9時～11時30分、午後2時～4時30分

7日	愛川北部病院	☎284-2121
14日	愛川北部病院	☎284-2121
21日	石井医院	☎281-2105
28日	愛川北部病院	☎284-2121
その他の休日・夜間	厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター)	☎297-5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

5月1日現在の人口と世帯 ( )内は前月比

■人口41,283人(29) : 男21,480人(44) 女19,803人(-15)

■世帯数 17,604 世帯(53)

※住民基本台帳搭載人口・世帯数

1 (月) 議会本会議(1日目) 消費生活相談  
特設人権相談 「愛川とくとく商品券」発売開始

2 (火) 4カ月児健康診査

3 (水) 議会本会議(2日目)

4 (木) 議会本会議(3日目)  
消費生活相談

5 (金) 法律相談

6 (土)

7 (日) 愛川にぎわいマルシェ  
あいかわ健康の日2015 当番医:愛川北部病院

8 (月) 消費生活相談

9 (火) 3歳6カ月児健康診査

10 (水) 司法書士法律相談

11 (木) 消費生活相談 10カ月児健康診査  
行政書士相談

12 (金) 議会本会議(4日目)  
人権・行政こまりと相談

13 (土)

14 (日) 当番医:愛川北部病院

15 (月) 消費生活相談

16 (火)

17 (水) 多重債務相談

18 (木) 法律相談 消費生活相談

19 (金) すくすく親子健康相談

20 (土)

21 (日) 当番医:石井医院

22 (月) 消費生活相談

23 (火) ぱくぱくキッズクッキング  
かなちゃん手形出張販売

24 (水) 1歳6カ月児健康診査 交通事故相談  
かなちゃん手形出張販売

25 (木) むしばいばい教室 2歳児歯科検診  
消費生活相談 かなちゃん手形出張販売

26 (金)

27 (土) 休日納税・相談窓口

28 (日) 休日納税・相談窓口 当番医:愛川北部病院

29 (月) ヘルスあつぷ相談 消費生活相談

30 (火)



あいちゃん